

令和4年10月11日

庶務課

## 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため

### 2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法、超過勤務手当の支給割合及び勤務一時間当たりの給与額の算出方法を定める（第7条、第20条、第22条関係）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を定める（第27条、第30条関係）
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員が適用除外となる手当について定める（第32条の2関係）
- (4) 当分の間、特定日（その者が60歳に達した日後における最初の4月1日をいう。以下同じ。）以後、職員の給料月額は、その者の属する勤務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額をす。ただし、臨時的に任用される職員等については適用しない（制定附則第7条第1項、第2項関係）
- (5) 管理監督職上限年齢制により、管理監督職以外の職へ降任等された職員について、特定日に受ける給料月額が降任等をされる前の給料月額の100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる場合は、その差額に相当する額を加算する（制定附則第3条関係）
- (6) (5)の適用を分限処分である降給として位置付けるため、江東区職員の分限に関する条例の読替規定を定める（制定附則第7条第7項関係）
- (7) その他規定を整備する

### 3 新旧対照表

2ページ以降のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、江東区職員の分限に関する条例(昭和30年4月江東区条例第4号)第7条の規定に基づき、<u>当該職員</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が<u>職員</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合)にあつては、当該最低の号給)とする。</p> <p>7 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p><u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p><u>第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第8条～第19条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、江東区職員の分限に関する条例(昭和30年4月江東区条例第4号)第7条の規定に基づき、<u>その者</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が<u>その者</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合)にあつては、当該最低の号給)とする。</p> <p>7 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項</u>に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額<u>に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第8条～第19条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p>

第20条 (略)

2・3 (略)

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 (略)

第21条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1) (略)

(2) 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第23条～第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 (略)

第21条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1) (略)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第23条～第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 (略)

第28条・第29条 (略)

(勤勉手当)

第30条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第31条 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 (略)

第32条 (略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。

第32条の3～第34条 (略)

附 則

第1条～第6条 (略)

2 (略)

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 (略)

第28条・第29条 (略)

(勤勉手当)

第30条 (略)

2 (略)

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第31条 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前提任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 (略)

第32条 (略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。

第32条の3～第34条 (略)

附 則

第1条～第6条 (略)

(職員の定年の引上げに関する経過措置)

(加える)

第7条 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、5

0円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する江東区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規

定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 前各項に定めるもののほか、第1項の規定及び第3項の規定による給料月額その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(委任)

第8条 附則第2条から第6条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		22 9, 40	26 8, 20	29 1, 30	33 0, 30

(委任)

第7条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以外 の職員	(略)				
再任用 職員		22 9, 40	26 8, 20	29 1, 30	33 0, 30

		0	0	0	0
--	--	---	---	---	---

別表第2・別表第3 (略)

		0	0	0	0
--	--	---	---	---	---

別表第2・別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する条例（平成12年3月江東区条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月江東区条例第47号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

9 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例  
第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定  
再任用職員には適用しない。

10 第2項から前項までに定めるもののほか、こ  
の条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委  
員会が定める。